

第24回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成24年2月16日(木)新発田市役所別館4階会議室	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ ・議事 <ul style="list-style-type: none"> (1) 抽出工事等の審議について (2) 第25回委員会開催に伴う抽出委員の指定について (3) その他 	
委 員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 山田 耕太 (大学教授) (出席) 委員 伊藤 秀夫 (弁護士) (出席) 委員 八木 庸一 (税理士) (出席) 委員 丸山 元嗣 (公募委員) (出席) 委員 芹野 暁子 (公募委員) (出席)	
審議対象期間	平成23年9月1日～平成23年12月31日	
抽出案件	7件(対象工事総件数104件)	
制限付 一般競争入札	6件	<ul style="list-style-type: none"> ・国補交第2号 五十公野線改良その2工事 ・特紫補第6号 紫雲寺本町中継ポンプ場プラント機械設備工事 ・都公第1号 五十公野公園複合遊具更新工事 ・特紫補第11号 紫雲寺本町中継ポンプ場建築機械設備工事 ・道新第21号 麓花立線改良工事 ・簡業第3号 板山地区(小戸・上車野)簡易水道区域拡張事業に伴う電気計装工事
公募型 指名競争入札	0件	
通常 指名競争入札	0件	
随意契約	1件	<ul style="list-style-type: none"> ・教受第18号 新発田市民文化会館舞台昇降設備改修工事

委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり
委員会による意見の具申内容	特になし
その他	傍聴者2名

意見・質問	回答
<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 抽出工事等の審議について</p> <p>(制限付き一般競争入札6件について)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再入札の案件が2件あるが、再入札の流れは。 ・総合評価落札方式の価格評価点はどのように算定されるのか。 ・総合評価落札方式の技術評価点の採点は、入札結果以外で効果が表れることはあるか。 ・入札参加資格要件に『65点未満の工事成績評価通知を6箇月の間に2回受けた者は、その2回目の通知の日から2箇月を経過していること』とあるが、65点以上が合格点 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての入札価格が予定価格を上回った場合は、入札が不調になった旨と最低入札価格がいくらであったかを示し、電子入札システムで再入札の日時等を入札者に連絡している。 ・なお、不調になった場合は、初回の入札参加者が分かってしまうため、落札候補者が決定するまで開札結果を公表していない。 ・価格評価点の算定方法については、新発田市簡易型総合評価落札方式試行要領第9条第3項に定められており、最低制限価格を下回る入札金額を除いた最低価格を最高得点とし、最低価格を入札価格で除した比率に配点を乗じたものが価格評価点となる。 ・技術評価点の採点項目には配置技術者や地域調達があり、施工中に守られない場合は工事成績評定点で減点している。 ・途中集計ではあるが、工事全体の工事成績評価の平均点は76点であるが、総合評価落札方式の工事だけを抽出すると工事成績評価の平均点は約78点となり、工事の品質向上にも繋がっているようである。 ・工事成績評価は65点を基準点とし、65点未満はマイナス点、65点を越える点数はプラス点としている。 ・点数のシートは国が作り、県と市が使って

意見・質問	回答
<p>であるのか。この点数は全国的な基準なのか。</p> <p>(特紫補第6号 紫雲寺本町中継ポンプ場プラント機械設備工事)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低制限価格を設定しない理由は何か。 ・予定価格はどのようにして計算したのか。 ・予定価格と入札価格に大きな差が生じたのは、予定価格がかなり高いのではないか。 ・入札参加業者の中に見積業者は入っているか。 ・入札に参加した見積業者は落札しているか。 ・業者の見積額が予定価格に含まれていると言うが、見積りをとった業者が入札に参加するのは不公平ではないか。 	<p>いる。市町村でばらつきがあると悪いので原則共通のシートを使っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計の積算体系そのものが、最低制限価格を算定する費目構成と大きく乖離するため、設定しなかった。 最低制限価格の構成は、直接工事費が100%、共通仮設費が100%、現場管理費が80%、一般管理費が30%となっている。 今回の工事では、メーカー工場で製造された機械設備の本体価格が一番大きいものであり、直接工事費は設置費用くらいで僅かになる。機械設備の本体価格は各業者で大きな差が生じ、入札価格は機械設備本体価格の占める割合が大きくなることから、最低制限価格を設定しないこととした。 ・紫雲寺本町中継ポンプ場の能力に合わせた機器類を見積徴収し積算した。 ・予定価格の積算では、能力に合わせて機器類を一品ずつ見積りして積み上げているが、機器類は、ある程度工場生産でパッケージ製品として安く製造されているのではないか。 ・見積業者は参加している。 ・落札している。 ・もし一者から見積徴収し、一者を見積りを採用したというのであれば問題があるが、これは三者から見積徴収しているので、相手側はどの見積価格を採用したかは分からない。

意見・質問	回答
<p>・三者の見積価格からどのようにして予定価格を算出したのか。</p> <p>・見積徴収した三者のうち、一者は落札者ということだが、他の業者は入札に参加しているか。</p> <p>・落札した業者の他、もう一者入札参加した業者がいるが、落札順位はどうであったか。</p> <p>・新発田市入札監視委員会の運営に関する事務処理要領では入札監視委員会の資料に請負契約書を付けることになっているが、請負契約書が付いていない。 請負契約書には粗悪品が入らないような記載があるのか。次回から資料に契約書を添付していただきたい。</p> <p>(教受第 1 8 号 新発田市民文化会館舞台昇降設備改修工事)</p> <p>・随意契約の理由欄に記載のある『設備の保障も失う恐れがある。』とはどのような意味か。</p> <p>・昇降設備の保守点検は毎年行っているか。</p> <p>・改修工事は何年ごとに行っているか。</p>	<p>・三者の見積価格の中から一品ずつ最低の価格を採用して積算しており、一者の見積価格を全て採用したものではない。</p> <p>・三者のうち、二者が入札参加し、一者は入札に参加しなかった。</p> <p>・二番目ではなかった。</p> <p>・今まで請負契約書は付けていなかった。請負契約書の内容は必要最小限の記載しかなく、細かなことは請負契約書に添付する建設工事請負契約約款に記載している。 粗悪品については、施工中に分かれれば監督員が承認しないし、引き渡しの完了検査の際に粗悪品と分かればやり直しさせている。 また、瑕疵担保については建設工事請負契約約款第 4 5 条に記載している。</p> <p>・今回選定した業者は昇降設備の設置から保守点検まで行っていることから、他者が改修工事を行った場合では、事故や故障が起きた場合の責任の所在が分からなくなり、安全の保障をしてもらえなくなる恐れがある。</p> <p>・毎年、市民文化会館が業者に発注し行っている。</p> <p>・消耗部品交換などの小額の工事は担当課で発注しているが、大きな工事については 5 ヶ年計画を立てている。今回の改修工事は 1 年目の工事である。</p>

意見・質問	回答
<p>・ 予定価格はどのように算出したのか。</p> <p>・ 随意契約相手先との値引き交渉になるのか。</p> <p>(全体を通して)</p> <p>・ 大雪の影響で工期が間に合わないなどの影響はあるか。</p> <p>・ Cランクの業者が同時期に3つの工事を受注しているが、施工上問題はないか</p> <p>・ 平均落札率が今まで約94%～95%であったが、今回は91%台に下がっているが、原因を把握しているか。</p> <p>(2)第25回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</p> <p>・ 次回の事案抽出を八木委員に委任。</p> <p>4 閉会</p>	<p>昭和55年竣工の築30年以上の建築物なので、今後、照明設備や音響設備、客席シートなどの改修計画がある。</p> <p>・ 業者の見積り金額を一部参考にし、市で予定価格を積算した。</p> <p>・ 予定価格には施工費、経費が含まれており、市が単独で積算する部分もあるので、予定価格は相手方には分からない。</p> <p>・ 現在、工期を延長しなければならない案件が2件ある。</p> <p>・ 落札候補者となった段階で、配置技術者の審査をしている。</p> <p>新発田市では現場代理人の常駐緩和の制度があり、2,500万円以下の工事については、3件まで掛け持ちできる。上手く制度を利用し現場代理人と技術者を兼ねれば3件まで同時施工することができる。</p> <p>・ 落札率の分析まではしていない。</p>